



Title	はしがき
Author(s)	今井, 弘道
Citation	北大法学論集, 58(2), 370 [860]-371 [861]
Issue Date	2007-07-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28030
Type	bulletin (article)
Note	シンポジウム
File Information	58(2)_370-371.pdf



[Instructions for use](#)

はしがき

今井 弘道

以下に掲載するのは、北京大学法学院の朱蘇力教授の論文「現代中国における国家法と民間法の研究」及び同法学院の張騏副教授の論文「中国における先例システム確立の意義と段取り——比較法的視座から」である（なお、朱蘇力教授は、例えば『送法下郷——中国基層司法制度研究——』（中国政法大学出版社二〇〇〇）に見られるように、著者名を単に「蘇力」としておられて、これを「ペンネーム」のように用いられている。本論文も、今井には「蘇力」という筆者名で送られてきた。そこで、筆者名はそのまま「蘇力」としておきその下の（ ）内に本名を入れた。

この二論文は、二〇〇六年九月二三日（土）に、名古屋大学大学院国際開発研究科において、続いて同九月二五日（月）に北海道大学大学院法学研究科において行われた東アジア法哲学シンポジウム「中国における「生ける法」と「司法」を通しての法形成の可能性」において行われた両教授の報告を内容としたものである（このシンポジウムを名古屋大学でも行うことになったのは、松浦好治教授が代表をしておられる学術創成研究の好意に溢れたお申出と宇田川幸則助教授のご尽力によってである。この点については、この場を借りて、あらためてお礼申し上げておきたい）。

この蘇力・張騏両教授の報告は大きく言えば、いうまでもなく中国の現在の法状況を念頭に置きながら、「法治」と

は何か、「Rule of Law」とは何かをめぐって展開されている、と書いておいてよいであろう。この点について論ずべきことは、いわば無数にある。しかし、今、ここでこの両論文の解説を立ち入って行っている余裕はない。そこで、今井がどのような問題意識からこのようなプロジェクトを展開するに至ったのかを、今井が朱蘇力・張騏両教授を北海道大学法学研究科での講演に招待するに当たって、北京大学法学院で行った報告「ネオ・エールリッヒ的な法形成モデル」の「正統性 legitimacy 問題」(二〇〇五・一一)をまず採録しておくことよって示し、その解説に代えたい。そして、その上で、このような私の問題提起に対して、両教授がお示し下さった議論をここに掲載・紹介することよって、この問題に対するわれわれの議論の出発点を、あくまでも出発点を、確定しておくこととしたい。この出発点は、豊かな稔りをもたらさしうるものである。このことを今、私はあらためて確信している。しかしその稔りの収穫は今後の作業である。

ところで、この両報告については、名古屋大学で行われた際に、寺田浩明・京都大学法学研究科教授と私がコメントをつけた。また、北海道大学で行われた際にも、私はコメントをした。これらについては、朱蘇力教授が携えてこられたもう一本の論文「中国の司法における政党」とともに、次号に掲載する予定である。